



答 申 第 8 6 1 号
令 和 2 年 7 月 3 0 日

神戸市水道事業管理者
山 本 泰 生 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、令和2年7月27日付け水お第309号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

国勢調査における水道使用者情報の提供について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 統計法に基づく国勢調査を実施するにあたり、調査対象の正確な捕捉、調査票の記入不備箇所の補記等を行うため、水道局お客さまサービス課が保有する水道使用者情報を企画調整局企画課に提供することは、調査制度の向上を図ることが期待でき、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

国勢調査における水道使用者情報の提供について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

別紙
答申 861

神戸市内に存する、業態が家事用*・店舗付き住宅*・共用家事用*かつ、調査期日時点で水道開栓中の水道使用者に係る下記の情報
ただし、上記調査期日前2か月間の請求分の請求情報について使用実績がないものを除く

記

【水道使用者情報】

- ・水栓所在地（建物名、部屋番号を含む）

* 語句説明

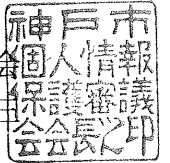
- ・家事用 : 住宅で生活用水として使用するもの
- ・店舗付住宅 : 店舗付住宅で生活用水にのみ使用するもの
(店舗に給水装置があっても、給水栓が1栓程度であり、生活用水にのみ使用するものを含む)
- ・共用家事用 : 住宅において生活用水として2戸以上で共用するもの



答 申 第 8 6 2 号
令 和 2 年 7 月 3 0 日

神戸市教育委員会
教育長 長 田 淳 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、令和2年7月28日付け教委経第1502号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

国勢調査に対する神戸市教育情報基盤サービスにおける校務支援システムの
データ提供について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 統計法に基づく国勢調査を実施するにあたり、調査対象の正確な捕捉、調査票の記入不備箇所の補記等を行うため、教育委員会事務局学校支援部学校経営支援課が保有する校務支援システム登録情報を企画調整局企画課に提供することは、調査制度の向上を図ることが期待でき、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

国勢調査に対する神戸市教育情報基盤サービスにおける
校務支援システムのデータ提供について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

別紙
答申 862

調査期日時点で、校務支援システムに登録されている神戸市内在住の全児童・生徒の下記情報
ただし、上記システムに登録されている者のうち配慮を要する児童・生徒は除く

記

【校務支援システム登録情報】

- ・校務支援システム個人番号
- ・世帯番号
- ・住所
- ・保護者住所
- ・氏名
- ・保護者氏名



答 申 第 8 6 3 号
令 和 2 年 7 月 3 0 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、令和2年7月27日付け神建住住管第1664号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

国勢調査における市営住宅総合管理システム登録情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 統計法に基づく国勢調査を実施するにあたり、調査対象の正確な捕捉、調査票の記入不備箇所の補記等を行うため、建築住宅局住宅管理課が保有する市営住宅総合管理システム登録情報を利用することは、調査制度の向上を図ることが期待でき、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

国勢調査における市営住宅総合管理システム登録情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

別紙
答申 863

調査期日時点で、市営住宅総合管理システムに登録されている神戸市営住宅に居住している者の
下記情報

記

【市営住宅総合管理システム登録情報】

- ・住所
- ・部屋番号
- ・氏名（入居登録者全員）



答 申 第 864 号
令 和 2 年 7 月 30 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 7 月 27 日付け神企
企第 1088 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

国勢調査の円滑かつ正確な実施のための行政データの利用等について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 統計法に基づく国勢調査を実施するにあたり、調査対象の正確な捕捉、調査票の記入不備箇所の補記等を行うため、住民基本台帳情報、水道使用者情報、住宅管理総合システム登録者情報などの行政データを電子計算機処理することは、調査制度の向上を図ることが期待でき、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

国勢調査の円滑かつ正確な実施のための行政データの利用等について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

別紙
答申 864

【住民基本台帳情報】

- ・ 区
- ・ 住所
- ・ 氏名
- ・ 性別
- ・ 国籍
- ・ 生年月日
- ・ 世帯番号
- ・ 続柄

【水道使用者情報】

- ・ 水栓所在地（建物名，部屋番号を含む）

【校務支援システム登録情報】

- ・ 校務支援システム個人番号
- ・ 世帯番号
- ・ 住所
- ・ 保護者住所
- ・ 氏名
- ・ 保護者氏名

【市営住宅総合管理システム登録情報】

- ・ 住所
- ・ 部屋番号
- ・ 氏名（入居登録者全員）

【地図上の位置情報】

- ・ 座標値（緯度・経度）